

# 札幌市男女共同参画センター条例施行規則

平成15年 3月26日

規則第19号

(改正 平成18年3月13日 規則第24号)

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市男女共同参画センター条例（平成15年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(連携)

第3条 札幌市男女共同参画センター（以下「センター」という。）は、センターの施設のうち札幌市消費者センター、札幌市市民活動サポートセンター又は札幌市環境プラザ（以下「消費者センター等」という。）と共同で使用する施設については、消費者センター等と連携し、有機的な管理運営を行わなければならない。

(使用の承認等)

第4条 条例第3条第1項の規定により条例別表に掲げる施設（以下「有料施設」という。）の使用の承認を受けようとする者（第3項において「申請者」という。）は、あらかじめ札幌市男女共同参画センター使用申込書（様式1）を市長に提出しなければならない。

2 条例第7条第1項の規定により有料施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとする者は、前項の申込書に必要な事項を記入して提出しなければならない。

3 市長は、有料施設の使用の承認を決定したときは、所定の使用料を納付させた上、申請者に対し札幌市男女共同参画センター使用承認書（様式2）を交付する。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料について使用後の納付を認めることができる。

(備付物件の使用料)

第5条 条例別表の規定により市長が別に定める備付物件の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減額又は免除)

第6条 条例第4条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、札幌市男女共同参画センター使用料減額（免除）申請書（様式3）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 市長は、使用料の減額又は免除を決定したときは、札幌市男女共同参画センター使用料減額（免除）決定通知書（様式4）を交付する。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第7条 条例第5条ただし書の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

(1) 有料施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰することができない事由により使用不能となった場合

- (2) 条例第9条第5号の規定により有料施設の使用の承認を取り消した場合
- (3) 使用者がその使用する日の5日前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合であって、市長がこれについて相当の事由があると認めたとき。

(遵守事項)

第8条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物等を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 施設、備品等の取扱いを適切に行うこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

2 使用者は、有料施設の使用につき、入場者に前項各号に掲げる事項を遵守させるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入場人員は各室の定員を標準とし、入場者の整理を適切に行うこと。
- (2) 使用の承認を受けた施設及び設備以外は使用しないこと。

(販売行為等の禁止)

第9条 センターを利用する者は、センターにおいて販売又は金品の寄附募集等の行為を行い、又は行わせてはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第10条 条例第13条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第4条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第1項中「様式1」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「納付させた」とあるのは「支払させた」と、「様式2」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同項ただし書中「納付」とあるのは「支払」とする。

2 条例第14条第5項の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 第7条第1号又は第2号に掲げる場合
- (2) 使用者がその使用する日の5日前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合であって、指定管理者がこれについて相当の事由があると認めたとき。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民まちづくり局長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 条例附則第2項の規定により条例の施行前において行われる使用承認等の手続、管理受託者に対する委託の手続、使用料又は利用料金の支払手続その他センターを供用するために必要な準備行為については、この規則に規定する手続の例による。

(札幌市女性センター条例施行規則の廃止)

- 3 札幌市女性センター条例施行規則（昭和56年規則第59号）は、廃止する。
- 4 札幌市社会福祉総合センター条例施行規則（平成元年規則第33号）の一部改正〔省略〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 別表

区 分		物 件 名	単 位	使 用 料(円 )	摘 要
ホール	照明設備	照明基本セット	1式	6,800	ボーダーライト(100ワット×45灯) サスペンションライト(500ワット×16灯) シーリングライト(500ワット×12灯) アッパーホリゾントライト(100ワット×15灯×4連結) リモコンフォローピンスポットライト(1,000ワット×2灯) ロアホリゾントライト(100ワット×15灯×4連結)
		ミラーボール	1式	1,900	リモコンフォローピンスポットライト(1,000ワット×2灯) 付
	映像設備	プロジェクター・スライド映写機セット	1式	6,600	プロジェクター スライド映写機 ホール用スクリーン付
		プロジェクター	1式	5,600	ホール用スクリーン付
		スライド映写機	1式	1,800	ホール用スクリーン付
		資料提示装置セット	1式	6,000	資料提示装置 プロジェクター ホール用スクリーン付
		ホール用スクリーン	1台	730	
		録画装置	1台	580	
	会場設備	金びょうぶ	1双	3,000	
		音響反射板	1式	6,600	4台
	楽器設備	グランドピアノ	1台	1,700	
	大研修室	映像音響設備	A Vセット	1式	5,500
中研修室	映像音響	A Vセット	1式	3,400	AV卓一式(ビデオデッキ、DVD

	設備				プレーヤー、CD・カセットデッキ、MDレコーダー、ワイヤレスマイク3本) プロジェクター 電動昇降スクリーン スピーカー4台
音楽スタジオ	楽器設備	アップライトピアノ	1台	1,100	
各室共通 使用設備	映像音響 設備	移動型AVワゴンAセット	1式	2,100	ビデオデッキ CD・カセットデッキ
		移動型AVワゴンBセット	1式	1,900	DVDプレーヤー MDレコーダー
		移動型AVワゴンCセット	1式	340	資料提示装置 スライド映写機
		プロジェクター	1式	660	移動型スクリーン又は電動昇降スクリーン付
		移動型スクリーン	1台	200	
		電動昇降スクリーン	1台	200	大研修室、中研修室及びOA研修室に限る。
		プラズマディスプレイ	1台	880	
		移動式テレビセット	1式	280	テレビ ビデオ AVワゴン
		マイク・アンプセット	1式	230	マイク1本 アンプ
その他の設備	シャワーブース	1回につき	100		
	大ロッカー	1月につき	1,100		
	中ロッカー	1月につき	700		

#### 備考

- この表に規定する使用料は、シャワーブース、大ロッカー及び中ロッカーを除き、条例別表に定める午前、午後及び夜間の各時間区分において使用する場合の金額である。
- 条例別表に定める全日の時間区分における使用に係る備付物件（シャワーブース、大ロッカー及び中ロッカーを除く。）の使用料は、この表に規定する金額の3倍の額とする。
- セットの備付物件については、各セットに組み込まれた物件の一部を使用しない場合であっても、使用料の減額を行わない。
- 「1月」とは、月の初日から末日までをいう。

5 大ロッカー及び小ロッカーについては、使用期間が1月に満たない場合であっても、1月の使用をしたものとみなす。

様式 1

札幌市男女共同参画センター使用申込書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所  
 団 体 名  
 申 込 者 氏 名  
 (団体にあっては、代表者名)  
 電 話 番 号

下記のとおり施設の使用について申し込みます。

使 用 目 的					
使 用 人 員		人			
入場料等の徴収の有無		有( 円)・無			
月	日(曜日)	使用時間・区分	使用室名	※使用料	備考
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	
			計	円	

物件使用の概要 (特別設備の設置及び特殊物件の搬入を含む。)

月	日(曜日)	使用時間・区分	物件名	数量	※使用料	備考
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)			円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)			円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)			円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)			円	
			計		円	

※欄は、記入しないでください。

センター納	※使用承認書番号	合計	※	円
-------	----------	----	---	---

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 2

札幌市男女共同参画センター使用承認書

年 月 日

様

札幌市長



下記のとおり使用することを承認します。

使 用 目 的					
使 用 人 員		人			
入場料等の徴収の有無		有( 円)・無			
月	日(曜日)	使用時間・区分	使用室名	使用料	備考
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	
計				円	

物件使用の概要 (特別設備の設置及び特殊物件の搬入を含む。)

月	日(曜日)	使用時間・区分	物件名	数量	使用料	備考
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)			円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)			円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)			円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)			円	
計					円	

(注) 使用の際には、この使用承認書を必ず窓口へ提示してください。

センター納	使用承認書番号	合計	円
-------	---------	----	---

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



様式3

札幌市男女共同参画センター使用料減額（免除）申請書

年 月 日

（あて先）札幌市長

住 所  
 団 体 名  
 申 請 者 氏 名  
 （団体にあっては、代表者名）  
 電 話 番 号

下記のとおり使用料の減額（免除）について申請します。

使 用 目 的					
減額（免除）申請の理由					
月	日(曜日)	使用時間・区分	使用室名	使用料	備考
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	
			計	円	

※欄は、記入しないでください。

※受付年月日	年 月 日
--------	-------

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式4

札幌市男女共同参画センター使用料減額（免除）決定通知書

年 月 日

様

札幌市長



下記のとおり使用料の減額（免除）します。

使 用 目 的					
月	日(曜日)	使用時間・区分	使用室名	使用料	減額(免除)額
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	円
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	円
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	円
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	円
	( )	時 分～ 時 分 (午前・午後・夜間・全日・時間外)		円	円
			計	円	円

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。